

事務連絡  
令和3年3月9日

各都道府県教育委員会学校保健主管課  
各指定都市教育委員会学校保健主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人事務局

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「がん教育推進のための教材」「外部講師を活用したがん教育ガイドライン」  
及び「補助教材」改訂版の送付について

日頃から学校保健活動の充実のために御尽力くださりありがとうございます。

我が国におけるがん対策は、がん対策基本法（平成18年法律第98号）の下、政府が策定した第3期のがん対策推進基本計画（平成30年3月）に基づいて行われており、同計画には、「がん教育・がんに関する知識の普及啓発」について、「健康については、子どもの頃から教育を受けることが重要であり、子どもが健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理するとともに、がんに対する正しい知識、がん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めることが大切である」「これらをより一層効果的なものとするため、医師やがん患者・経験者等の外部講師を活用し、子どもに、がんの正しい知識やがん患者・経験者の声を伝えることが重要である」と示されています。

これらを踏まえ、文部科学省では、平成27年度から平成28年度にかけて「がん教育推進のための教材」、「外部講師を用いたがん教育ガイドライン」及び「がん教育推進のための教材」を用いて授業をする際に活用するスライド資料等の補助教材を作成しました。

今回、学習指導要領改訂等に伴い、学校におけるがん教育のさらなる推進を図るために、これらの教材の改訂版を作成しました。

ついては、別添のとおり本年3月末までに各教育委員会に冊子等を順次発送いたしますので、御活用くださいますようお願いいたします。各学校への冊子の配布はありませんが、文部科学省のホームページ（下記URL）に掲載しますので御活用をお願いします。

なお、このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会、所轄の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人等に対し周知くださいますようお願いいたします。

「がん教育推進のための教材」[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1369992.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1369992.htm)

「外部講師を活用したがん教育ガイドライン」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1369991.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1369991.htm)

「補助教材」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1385781.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1385781.htm)

（本件連絡先）

文部科学省初等中等教育局  
健康教育・食育課がん教育推進係  
TEL：03-5253-4111（内線2931）